

國民保護について

國民保護とは？



國民保護とは、平成16年9月に施行された「武力攻撃事態等における國民の保護のための措置に関する法律」(國民保護法)に基づき、武力攻撃や大規模テロ等の事態から國民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

万が一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な対処方針に基づき、国、都道府県、区市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、被害の最小化などの國民保護措置を実施します。

國民保護計画とは？



國民保護計画とは、武力攻撃や大規模テロ等の事態において、國民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための計画であり、必ず作成しなければならないものです。府中市では平成18年度中に府中市國民保護計画を策定いたします。

國民保護協議会とは？

國民保護協議会とは、市の区域にかかる國民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、市の國民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために置く協議会です。市の國民保護協議会では、市長の諮問に応じて市の区域に係る國民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、この重要事項に対して市長に意見を述べます。

また、國民保護計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、國民保護協議会に諮問しなければなりません。

想定する事態とは？

武力攻撃事態

緊急対処事態(大規模テロ等)

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラ・特殊部隊攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃
- ④航空攻撃

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
例：原子力発電所等の破壊
- ②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃
例：ターミナル駅等の破壊
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
例：サリン等化学剤の散布等
- ④破壊手段として交通機関を用いた攻撃
例：航空機等による自爆テロ

